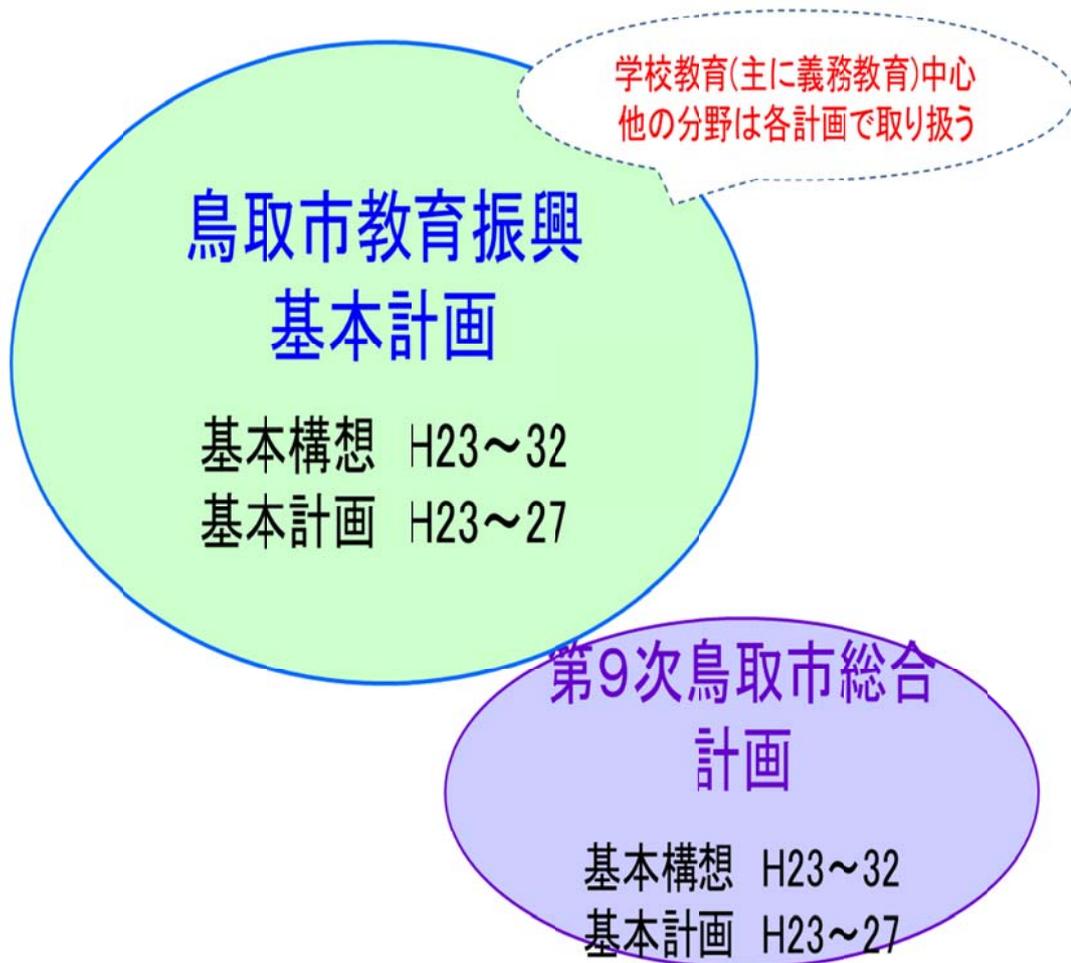


(2) 教育に関する大綱について

① 教育に関する「大綱」の策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針を策定するもの。
 - ※ なお、地方教育行政法では、教育基本法第17条に基づく「市教育振興基本計画」をもって大綱と位置付けることができます。
- 『総合教育会議』において、市長と教育委員会が協議・調整し、市長が策定する。
- 市長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

○平成27年度教育に関する大綱は「鳥取市教育振興基本計画」とする。



② 教育振興基本計画（平成23年度～平成27年度）

鳥取市教育ビジョン = 教育振興計画の基本となる考え方



【教育施策(基本計画)】

計画1 すべての子どもたちが輝く教育の実現

- (1) 確かな学力の保障と学習意欲の向上
- (2) 社会性、公共性を身につけた子どもの育成
- (3) 心身の健全な育成と給食・食育の充実
- (4) 学校不適應への対応、特別支援教育の充実
- (5) 魅力ある学校づくり

計画2 ふるさとに学び、夢に向かってはばたく、たくましい子どもの育成

- (1) 将来の夢を描き、志をもつ子どもの育成
- (2) ふるさとに学び、良さを見直す教育

計画3 学校・家庭・地域の連携と教育環境の充実

- (1) 地域全体で支える教育体制の確立
- (2) 放課後の児童健全育成施策の推進
- (3) 学校施設の整備、学習環境の充実
- (4) 校区再編と通学環境の維持
- (5) 教育委員会の改革と学校運営にかかわる取り組み

③ 教育振興基本計画（平成28年度～平成32年度）の策定について

「教育に関する大綱」(H28～)の検討

鳥取市教育振興基本計画」(H28～)の策定

● 第10次鳥取市総合計画 (H28～32)

○ 「すごい! 鳥取市」総合戦略(仮称)

H26	H 27	H 28
たたき台 骨子案	⇒ 素案策定 ⇒ 計画策定	⇒ 計画スタート



● 鳥取市教育振興基本計画 (H28～32)

H 26	H 27	H 28
⇒ 検討	⇒ 素案策定 ⇒ 計画策定	⇒ 計画スタート